

# 季刊カタログ 医薬品ページに関するお知らせ

## 店舗の管理及び運営に関する事項

1.許可の区分の別	店舗販売業																																																												
2.店舗販売業者の氏名又は名称 店舗販売業の許可証の記載事項	店舗名称：(株)フレスタ横川店 許可番号：第15584号 店舗所在地：広島市西区横川町三丁目2番36号 有効期間：令和1年9月20日～令和7年9月19日																																																												
3.店舗管理者の氏名	越智 義明																																																												
4.当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務	登録販売者：末田 由美(店舗販売業務全般) 登録販売者：藤原 隆吉(店舗販売業務全般) 登録販売者：穂積 園恵(店舗販売業務全般)																																																												
5.当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の勤務シフト	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>勤務時間</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">末田 由美</td> <td>9:00～17:00</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13:00～21:00</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">藤原 隆吉</td> <td>9:00～17:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:00～21:00</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">穂積 園恵</td> <td>9:00～17:00</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13:00～21:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏名	勤務時間	月	火	水	木	金	土	日	末田 由美	9:00～17:00			○				○	13:00～21:00	○				○			藤原 隆吉	9:00～17:00								13:00～21:00		○	○	○		○	○	穂積 園恵	9:00～17:00	○	○		○	○	○		13:00～21:00							
氏名	勤務時間	月	火	水	木	金	土	日																																																					
末田 由美	9:00～17:00			○				○																																																					
	13:00～21:00	○				○																																																							
藤原 隆吉	9:00～17:00																																																												
	13:00～21:00		○	○	○		○	○																																																					
穂積 園恵	9:00～17:00	○	○		○	○	○																																																						
	13:00～21:00																																																												
6.取り扱い要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	第2類医薬品(指定第2類医薬品) 第3類医薬品																																																												
7.当該店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明	登録販売者は、ミントグリーンの制服にピンクの名札を着用し、名札に登録販売者の文字を記載。研修中の登録販売者は名札に研修中と記載。																																																												
8.営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申込みを受理する時間	月曜～日曜日 9:00～21:00(1月1日を除く) 時間外での相談・医薬品購入・譲り受けはございません。																																																												
9.相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	TEL:082-292-1200																																																												

## 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

1.要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義及びこれらに関する解説	<p>要指導医薬品：対面で薬剤師による情報確認が必要な医薬品 (一般用医薬品として使用経験が少ないもの、または劇薬に指定されるもの)</p> <p>第1類医薬品：特にリスクが高い医薬品 (副作用の安全性や服用・使用方法に特に注意が要するもの) ※当店舗では取り扱っておりません。</p> <p>第2類医薬品：リスクが比較的高い医薬品 (まれに重篤な健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの、風邪薬、鼻炎薬、胃腸薬など)</p> <p>第3類医薬品：リスクが比較的低い医薬品 (身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含むもの：ビタミン剤など)</p>
2.要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説	<p>医薬品一覧や各商品の外箱・外装に、それぞれの区分が表記されております。</p> <p>要指導医薬品：薬剤師により、購入者が使用者本人であることを確認した上で、対面にて、書面を用いた情報提供を行ないます。要指導医薬品は「要指導医薬品」と表示されております。</p> <p>第1類医薬品：薬剤師により、書面を用いた情報提供を行ないます。第1類医薬品は「第1類医薬品」と表示されております。 ※当店舗では取り扱っておりません。</p> <p>第2類医薬品：薬剤師又は登録販売者により、必要な情報提供を行うよう努めます。第2類医薬品は「第2類医薬品」と表示されております。</p> <p>第3類医薬品：お求めに応じて必要な情報提供をいたします。第3類医薬品は「第3類医薬品」と表示されております。</p>
3.要指導医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品は一般用医薬品と混在しないよう区別し購入者が直接、手のふれられないよう陳列します。 ※当店舗では取り扱っておりません。
4.指定第2類医薬品の陳列等に関する解説	指定第2類医薬品は、「指定第②類医薬品」と表示されております。 店舗内では医薬品の情報提供カウンターから7m以内の範囲に陳列します。
5.指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨	指定第2類医薬品は、第2類医薬品の中でも、小児や妊婦、高齢者、病院で治療を受けている方など、服用者の状態によって重篤な副作用が生じる可能性があり、注意を要する医薬品として指定されたものです。「使用上の注意」をよく読んでお使いください。ご相談は本店舗の薬剤師又は登録販売者までお問い合わせください。
6.一般用医薬品の陳列に関する解説	薬効別にまとめ、第1類・第2類・第3類医薬品のリスク区分ごとに分類しております。 第1類医薬品については、購入者が直接、手のふれられないよう陳列します。 ※第1類については当店舗では取り扱っておりません。
7.医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説	病院、診療所で処方された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにも関わらず発生した副作用で、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について、救済給付を行う制度です。 【救済制度相談窓口：(独)医薬品医療機器総合機構】 TEL:0120-149-931
8.個人情報の適正な取り扱いを確保するための処置	お客様の個人情報は、医薬品の安全性確保及び商品の確実なお届けのために使用するもので、それ以外の目的に使用いたしません。
9.自治体等の苦情相談窓口	所轄保健所：広島市保健所環境衛生課 TEL:082-241-1585

## 特定販売に関する事項

1.店舗の主要な外観の写真	2.一般医薬品の陳列の状況を示す写真
	
3.現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名	登録販売者：末田 由美 登録販売者：藤原 隆吉 登録販売者：穂積 園恵
4.開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間	開店時間及び特定販売を行う時間：9:00～21:00
5.特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限	医薬品は全て有効使用期限6ヵ月以上の商品を販売いたします。